

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成23年6月29日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 CoCoLo 万代  
所在地 新潟市中央区花園一丁目1番1号  
設置者 株式会社トッキー
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者  
（変更前）株式会社トッキーほか22者  
（変更後）大栄魚類株式会社ほか23者
- 3 変更年月日  
平成23年3月8日
- 4 変更の理由  
小売業者が変更したため。
- 5 届出年月日  
平成23年6月22日
- 6 縦覧場所  
新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課
- 7 縦覧期間  
平成23年6月29日から平成23年10月29日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先  
商業振興課商業振興係  
電話 025 - 226 - 1633  
Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp